

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る認定等の申請手数料

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定等の申請手数料

* 手数料は次の申請方法等により、必要な項目の手数を合算するなどして算出します。

【基準適合認定、性能向上認定及び低炭素認定の認定申請の場合】

新規認定申請手数料

(A) 認定申請 (同時に建築確認申請を併願しない場合)

次の2通りの申請方法があり、それぞれで手数料が異なります

- * 直接申請する場合(適合証なし)・・・
登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けていない場合
 - * 審査済みの場合(適合証あり)・・・
登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合
- 評価は次の2通りの方法があります。
- * (ア)標準計算で評価
 - * (イ)簡易な評価方法等で評価・・・標準計算で評価以外の評価方法

ア. 一戸建ての住宅の申請の場合

	申請面積	認定申請手数料(a又はb)	
		a. 直接申請する場合	b. 審査済みの場合
(ア)標準計算で評価した場合	200㎡未満	34,000円	4,700円
	200㎡以上	38,000円	4,700円
(イ)簡易な評価方法等で評価した場合	200㎡未満	17,000円	4,700円
	200㎡以上	19,000円	4,700円

イ. 住宅部分の申請の場合

審査済みの場合(適合証あり)

	申請面積	認定申請手数料
	300㎡未満	9,400円
	300～2,000㎡未満	20,000円
	2,000～5,000㎡未満	45,000円
	5,000㎡以上	81,000円

直接申請する場合(適合証なし)

- 1 共用部分に係る計算を要する場合

	申請面積	認定申請手数料
(ア)標準計算で評価した場合	300㎡未満	69,000円
	300～2,000㎡未満	120,000円
	2,000～5,000㎡未満	200,000円
	5,000㎡以上	280,000円

【基準適合認定及び低炭素認定の認定申請に限る】

	申請面積	認定申請手数料
(イ)簡易な評価方法等で評価した場合	300㎡未満	33,000円
	300～2,000㎡未満	57,000円
	2,000～5,000㎡未満	100,000円
	5,000㎡以上	160,000円

【基準適合認定、性能向上認定、低炭素認定の認定申請の場合】

(A) 認定申請 (同時に建築確認申請を併願しない場合)

イ. 住宅部分の申請の場合(つづき)

- 2 共用部分に係る計算を要しない場合

【基準適合認定及び性能向上認定の認定申請に限る】

(ア) 標準計算で評価した場合	申請面積	認定申請手数料(a + b)	
		a. 住戸部分の床面積の区分に応じる手数料	b. 全体の床面積の区分に応じる手数料
	300㎡未満	59,600円	9,400円
	300～2,000㎡未満	100,000円	20,000円
	2,000～5,000㎡未満	155,000円	45,000円
	5,000㎡以上	199,000円	81,000円

【基準適合認定及び性能向上認定の認定申請に限る】

(イ) 簡易な評価方法等で評価した場合	申請面積	認定申請手数料(a + b)	
		a. 住戸部分の床面積の区分に応じる手数料	b. 全体の床面積の区分に応じる手数料
	300㎡未満	23,600円	9,400円
	300～2,000㎡未満	37,000円	20,000円
	2,000～5,000㎡未満	55,000円	45,000円
	5,000㎡以上	79,000円	81,000円

ウ. 非住宅部分の申請の場合

(ア) 標準入力法・主要室入力法で評価した場合	申請面積	認定申請手数料(a又はb)	
		a. 直接申請する場合	b. 審査済みの場合
	300㎡未満	230,000円	9,400円
	300～1,000㎡未満	290,000円	16,000円
	1,000～2,000㎡未満	370,000円	27,000円
	2,000～5,000㎡未満	530,000円	80,000円
	5,000～10,000㎡未満	650,000円	130,000円
	10,000～25,000㎡未満	770,000円	160,000円
	25,000㎡以上	870,000円	200,000円

(イ) モデル建物法で評価した場合	申請面積	認定申請手数料(a又はb)	
		a. 直接申請する場合	b. 審査済みの場合
	300㎡未満	87,000円	9,400円
	300～1,000㎡未満	110,000円	16,000円
	1,000～2,000㎡未満	150,000円	27,000円
	2,000～5,000㎡未満	240,000円	80,000円
	5,000～10,000㎡未満	310,000円	130,000円
	10,000～25,000㎡未満	370,000円	160,000円
	25,000㎡以上	440,000円	200,000円

エ. 複合建築物の場合はイ. 及びウ. を合算したもの

【イ. 住宅部分の申請の場合】で算出した手数料の額 + 【ウ. 非住宅部分の申請の場合】で算出した手数料の額

【性能向上計画認定及び低炭素認定の認定申請の場合】

(B) 認定申請 (同時に建築確認申請を併願する場合)

認定申請手数料	(A)で算出した手数料の額 + [表1]の確認申請手数料の額(加算)
---------	--

変更認定申請

(C) 認定建築物の変更申請 (同時に建築確認申請を併願しない場合)

(A)で算出した手数料の額 × 1/2

(注意) 新たに追加する住宅部分、共用部分又は非住宅部分にあっては、新規認定申請の場合(A)により算定した手数料とすること。

(D) 認定建築物の変更申請 (同時に建築確認申請を併願する場合)

変更認定申請手数料	(C)で算出した手数料の額 + [表1]の計画変更申請手数料の額(加算)
-----------	--

【表1】認定申請に併せて、確認申請を申し出る場合の、認定申請手数料に加算する額

1. 建築物

床面積の合計	確認申請等手数料
30㎡ 以内のもの	10,000円
30㎡ を超え、100㎡以内のもの	18,000円
100㎡ を超え、200㎡以内のもの	28,000円
200㎡ を超え、500㎡以内のもの	36,000円
500㎡ を超え、1,000㎡以内のもの	66,000円
1,000㎡ を超え、2,000㎡以内のもの	93,000円
2,000㎡ を超え、5,000㎡以内のもの	160,000円
5,000㎡ を超え、10,000㎡以内のもの	280,000円
10,000㎡ を超え、30,000㎡以内のもの	370,000円
30,000㎡ を超え、50,000㎡以内のもの	460,000円
50,000㎡ を超えるもの	900,000円

この表1において、床面積は、次に定める面積とし、敷地ごとに算定する。

(1) 建築物を建築する場合((2)の場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

2. 建築設備・工作物

		確認申請等手数料	計画変更 確認申請等手数料
建築設備	小荷物専用昇降機	8,000円	5,000円
	上記以外の建築設備	17,000円	10,000円
工作物		15,000円	9,000円